

埼玉県教育局県立学校部
特別支援教育課長 佐藤裕之様

前略ごめんくださいませ。

佐藤課長名によるお手紙（以下、佐藤書簡）が8月20日に届き、拝見しました。お忙しいなか、お返事を頂いたことに、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。以下、佐藤書簡に沿って、お返事申し上げます。

1. 県教委が私に対し協力を求めることの具体的内容について

佐藤書簡によると、「埼玉県教育委員会が、二男明理の県立特別支援学校への就学にあたって3課題に関し保護者である私に対し協力を求めることの具体的内容」とは、要するに、『3課題の解消に向けて、「明理さんの状態について共通の認識に立ち」、「県として、学校として、川越市として出来ること、他機関や保護者等の協力をお願いすることを整理していかなければならないので、「話し合いを継続して進め」、「一緒に考え」てほしい』ということのようです。

しかし、私は、7月13日の“話し合い”の席上、貴課の金子功主幹らより、

ア. 県として、学校として、川越市として出来ることは何もない、

イ. 県として、学校として、川越市として現状を改善する予定もない、

ウ. すべて保護者の自己責任で対応せよ、保護者による対応が困難であれば、保護者の自己責任で「福祉サービス」を利用するなどして対応せよ、

との明確な通告を受けています。事実上、保護者の一方又は双方の就労断念を求める極めて具体的な「県教委としての協力要請」だと受け止めました。それゆえ、7月14日付けの手紙で、この通告について文書での明確化を求めたわけです。

なのに、佐藤書簡には、この通告に対応する具体的な記載が全く見受けられません。7月28日付けの金子主幹の手紙とも整合しておらず、非常に困惑しており精神的苦痛は甚大です。話し合い継続や一緒に考えることを私が拒んでいるかのようにも読める記載に至っては、極めて心外でもあります。

2. 課題に対する手当て・対応を考える当事者について

つぎに、佐藤書簡には、「まず明理さんの状態について共通の認識に立ち、どのような手立てが考えられるか、またどのように対応していけるかを一緒に考えていただく必要」があると明記されています。

しかし、就学という同一の問題について、行政側と保護者側とが考えるべき事項は同一ではありません。これを「一緒に考え」るには、目標を同じくし、それぞれが自らに課せられた責務を果たすべく必要な事項について考えることが大前提です。

そこで、保護者である私は、本人の状態を踏まえ、十分に検討を重ねた結果、3課題の解決が不可欠だとの結論に至り、すでに県教委に書面でお示ししたとおりです。これと相反し、就労断念につながる県教委からの協力要請には、応じられぬ、と何度もお伝えしています。

そして、学校施設の整備その他の環境の整備は、もちろんご承知のことと存じますが、

法律上、国及び県に責務のあることであって、私が「一緒に考え」て解決できる事項ではありません。よって、現在は、県及び県教委において、憲法及び法律に照らし、3課題の解決策を具体的にご検討＝考えて頂く段階にある、と私は考えます（もっとも、前年度からの課題ですから、すでに十分検討済みと思われるところ、私の認識している県側の検討結果は、上記7月13日の通告のとおり、「県は何もできない」というものです）。

3. 課題解消が難しいとする県教委の認識について

さて、佐藤書簡には、上記のような「一緒に考えましょう」という呼びかけが随所に見受けられます。

ところが、佐藤書簡の後半には、「県の責任ですべての課題解消を約束する……ことは難しいと考えております」との記載があります。状況把握ができていない、一緒に考えようと述べておきながら、一方で、7月13日の通告、7月28日付けの金子主幹の手紙、そして佐藤書簡のこの文言です。これらを総合すると、すでに県教委としての揺るがぬ結論が出ているようにお見受けいたします。

私は、これまでお伝えしてきたとおり、憲法並びに教育基本法、学校教育法及び障害者基本法などの法律や子どもの権利条約に照らし、「県の責任ですべての課題解消」が県の責務だと考えます。例えば、特別支援学校の設置にあたり県が必要な措置を講じず、就学させるうえで保護者が就労断念を余儀なくされるような課題のある現状は、8月5日施行の改正障害者基本法が定義する「社会的障壁」であって、県は、その除去の実施について「必要かつ合理的な配慮」をしなければなりません（同法4条2項）。

しかし、県教委として課題解消がもはや困難だということですから、私は、県教委に対し、県教委が、

ア。「県の責任ですべての課題解消」に向けてどういう検討をしたのか、

イ。「県の責任ですべての課題解消」に向けてどういう努力をしたのか、

ウ。「県の責任ですべての課題解消」が難しいと結論づけた理由は何なのか、

等々の事実関係について、具体的かつ詳細なる説明を文書でして頂くよう求める次第です。

4. 今後について

ところで、来年度就学については、本人の主治医より、再び「就学猶予の上保育所で保育するのが妥当」とする診断が下りました。この診断及び学校教育法施行規則34条に基づき、本日、川越市教育委員会に就学猶予願出書を提出したところです。

県教委におかれましては、再来年度以降の就学に向けた話し合いができるよう、早期に正常な環境を整えて下さるようお願い申し上げます。また、話し合いは、事実と法律を前提にしたものにするのは当然として、今回のように、話し合いと称して結論ありきの通告の場にしたり、のちに県教委として文書化できないような個人的意見が出席者から通告される事態が起こったりしないよう、適正な対応を切に希望する次第です。草々

2011年8月22日

(住所省略)

広田博志 (署名押印)